

長崎県電線共同溝保安細則

(目的)

第1条 この細則は、長崎県電線共同溝管理規程(以下「規程」という。)第15条に基づき定めるもので、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

(鍵の保管)

第2条 入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとする。

ただし、占有者は事故の発生時等緊急の場合に備え、あらかじめ電線共同溝に入溝するための鍵(以下「緊急用の鍵」という。)を道路管理者から貸与を受け保管することができるものとする。

2 占有者は緊急用の鍵の貸与を受けようとするときには、鍵の保管責任者を定め電線共同溝緊急用鍵貸与申請書(様式 -)を道路管理者に提出しなければならない。

(入溝時の措置)

第3条 入溝責任者は、入溝の際にはその都度、電線共同溝占用工事施行承認書又は電線共同溝入溝承認書の写しを携行し、電線共同溝鍵貸出簿(様式 -)に必要事項を記入し、当該電線共同溝の存する区間を所管する振興局長(以下「振興局長」という。)に鍵の貸与を申し出るものとする。

2 振興局長は、鍵の貸与の申し出を受けたときには入溝者及び作業内容を確認のうえ鍵を貸与するものとする。

3 貸与を受けた鍵は振興局長に返納するまで入溝責任者が自ら保管しなければならない。

4 入溝責任者は、作業が完了したときには遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿(様式 -)に必要事項を記入のうえ鍵を返納しなければならない。

5 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌(様式 -)に必要な事項を記載し、その都度振興局長に提出し確認を受けなければならない。

(作業時の措置)

第4条 電線共同溝内において作業等を行う場合には、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めること。また、入溝責任者は常に電線共同溝占用工事施行承認書、電線共同溝入溝承認書又はその写し並びに緊急連絡系統図(図 - 1)を携行すること。

二 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は、腕章(図 - 2)を着用すること。

三 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。

四 溝内での火気使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯するものとする。

五 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。

六 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

七 電線共同溝に係る作業は、保安施設設置基準等に基づく措置を講じたうえ行うこと。なお電線共同溝の蓋を開けておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。

八 電線共同溝に係る作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないように行うこと。

九 作業に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。

十 作業完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、作業区域内の掃除を行うこと。

(緊急時における通報)

第5条 道路管理者は電線共同溝ごとに緊急連絡系統図(図-1)を作成するものとし、占有者に周知するものとする。

電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図(図-1)に基づき通報しなければならない。

(溝内の清掃)

第6条 道路管理者は、溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ清掃を行うものとする。

(占用工事等の調整)

第7条 占有者は、工事等により電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(細則に関する疑義等)

第8条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

長崎県電線共同溝管理台帳作成要領

本作成要領は、長崎県電線共同溝管理規程第4条に基づき道路管理者が作成する電線共同溝管理台帳について、以下のとおり定めるものである。

1. 台帳の作成

電線共同溝管理台帳は、当該電線共同溝の完成と同時に作成するものとし、各振興局で各々保管するものとする。

また、記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに道路管理者にて修正するものとする。

2. 電線共同溝管理台帳

電線共同溝管理台帳は、以下の様式から構成するものとする。

総括表

位置図

平面図

縦断図

横断図

特殊区間構造図

特殊部構造図

特殊部管理台帳

総括表（様式1）

- ・長崎県電線共同溝保安細則第4条に記載する緊急連絡系統図（図-1）を記載すること。

位置図

- ・事業箇所全体が分かる図面とすること。
- ・縮尺は任意とする。

平面図

- ・工事完成図を基本として整理する。
- ・縮尺は1:200～1:500程度とする。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。
- ・本体管路以外（連系引込管路、道路照明、信号の管路）も適切に記載すること。
- ・旧地形線は削除しておくことが望ましい。

縦断図

- ・工事完成図を基本として整理する。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。

横断図

- ・工事完成図を基本として整理する。

特殊区間構造図

- ・横断図の他に、浅層埋設区間、推進区間、橋梁・トンネル区間等の特殊区間の詳細構造があれば追加する。
- ・工事完成図を基本として整理する。

特殊部構造図

- ・工事完成図を基本として整理する。

特殊部管理台帳（様式２）

- ・特殊部展開図を記載すること。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。

特殊部状況写真

3. その他

- ・本作成要領は、台帳を整備する際に最低限必要であると考えられる項目をまとめたものであり、必要に応じて各振興局において内容の追加、様式の変更ができるものとする。

様式一①

電線共同溝緊急用鍵貸与申請書

第 年 月 日 号

長崎県知事 様

占用者名
担当者
TEL

長崎県電線共同溝保安細則第2条第1項ただし書きに基づき、電線共同溝の緊急用の鍵の貸与を申請します。

記

1. 電線共同溝名 _____

2. 鍵の保管責任者名 _____ 連絡先
TEL

記

電線共同溝緊急用鍵貸与承認書

年 月 日

上記申請について、下記の緊急用の鍵を貸与します。

記

- 1. 鍵の種類
- 2. 鍵の番号

〇〇〇第 号
年 月 日
長崎県知事

上記緊急用の鍵を受領しました。

保管責任者 印

電 線 共 同 溝 入 溝 日 誌

(年 月 日入溝分)

No. _____

監督責任者 _____
入溝責任者 _____

1. 入溝状況

路線名		場所			
ハンドホール 番号		入溝時間	時 分 ~ 時 分	入溝内容	1. 作業 2. 工事 3. 巡回 4. その他
入 溝 主 務 者			立 会 者		
入溝責任者		道路管理者			
火気責任者		通信関係者			
		電力責任者			
		関係者			
		関係者			
入 溝 人 員 名					

2. 特記事項

4. 道路管理者特記事項

5. 道路管理者確認

建設部長				係長	

3. チェックリスト

区分	No.	項目	確認
事前事項	1	工事の施工承認を受けたか	
	2	入溝の承認を受けたか	
	3	火気使用の承認を受けたか	
	4	管理規程及び保安細則を再確認したか	
	5	必要な立会者に立会要請したか	
一般事項	1	使用する鍵の番号はNo.	
	2	保安帽、作業服等の安全装備をしたか	
	3	非常用の灯具を準備したか	
	4	開口部の保安施設、要員は確保したか	
	5	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
	6	禁煙を守ったか	
	7	器材が機内に放置してないか	
	8	継続工事の器材が整理されているか	
	9	作業終了時に作業区域の清掃をしたか	
	10	作業終了時に柵蓋の施錠はしたか	
	11	入溝日誌に記入漏れがないか	
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか	
	2	非常用消火器を準備したか	
	3	空気呼吸器を準備したか	
	4	防火シートを準備したか	

確認者

図-1

緊急連絡系統図

路線名 _____

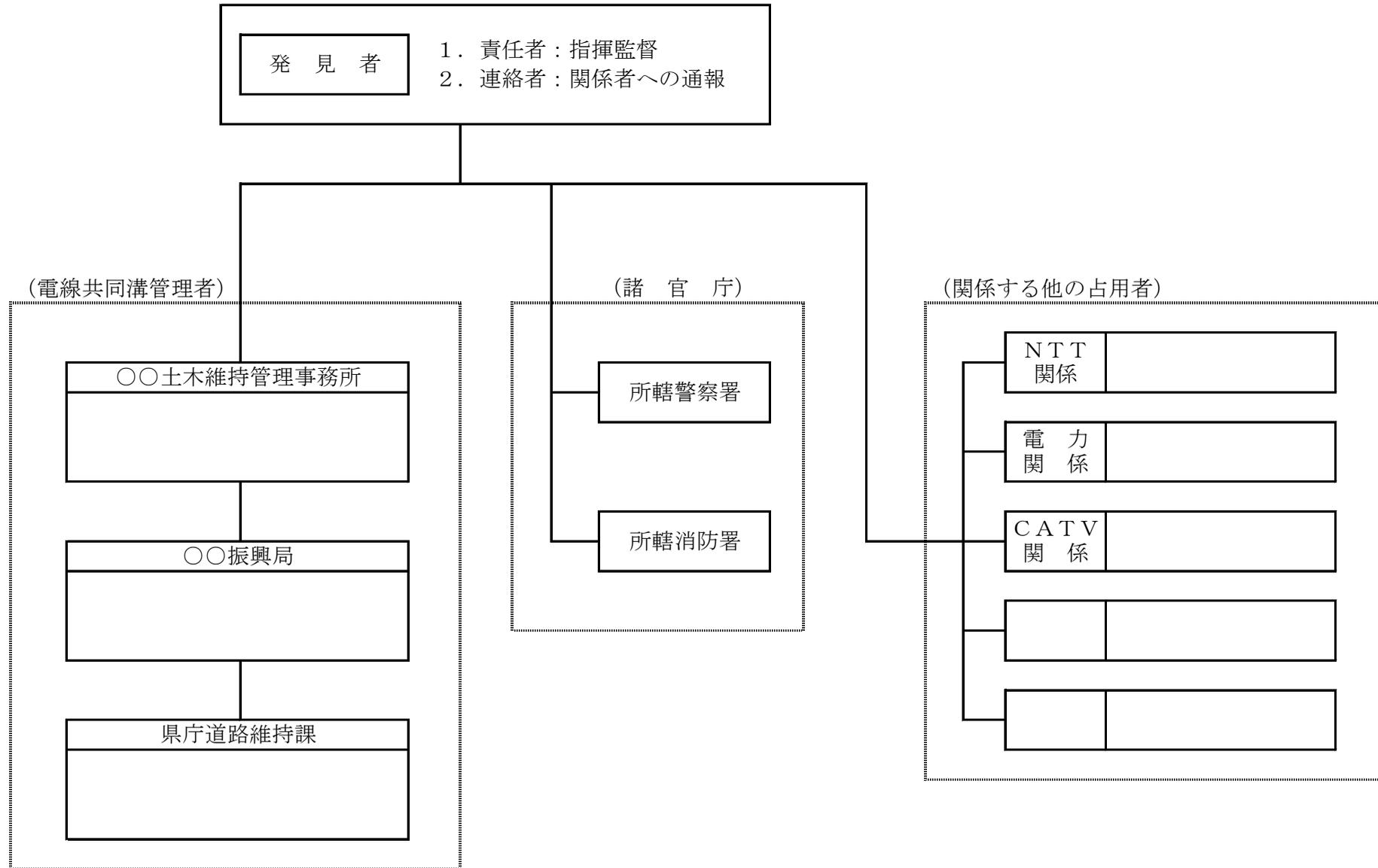
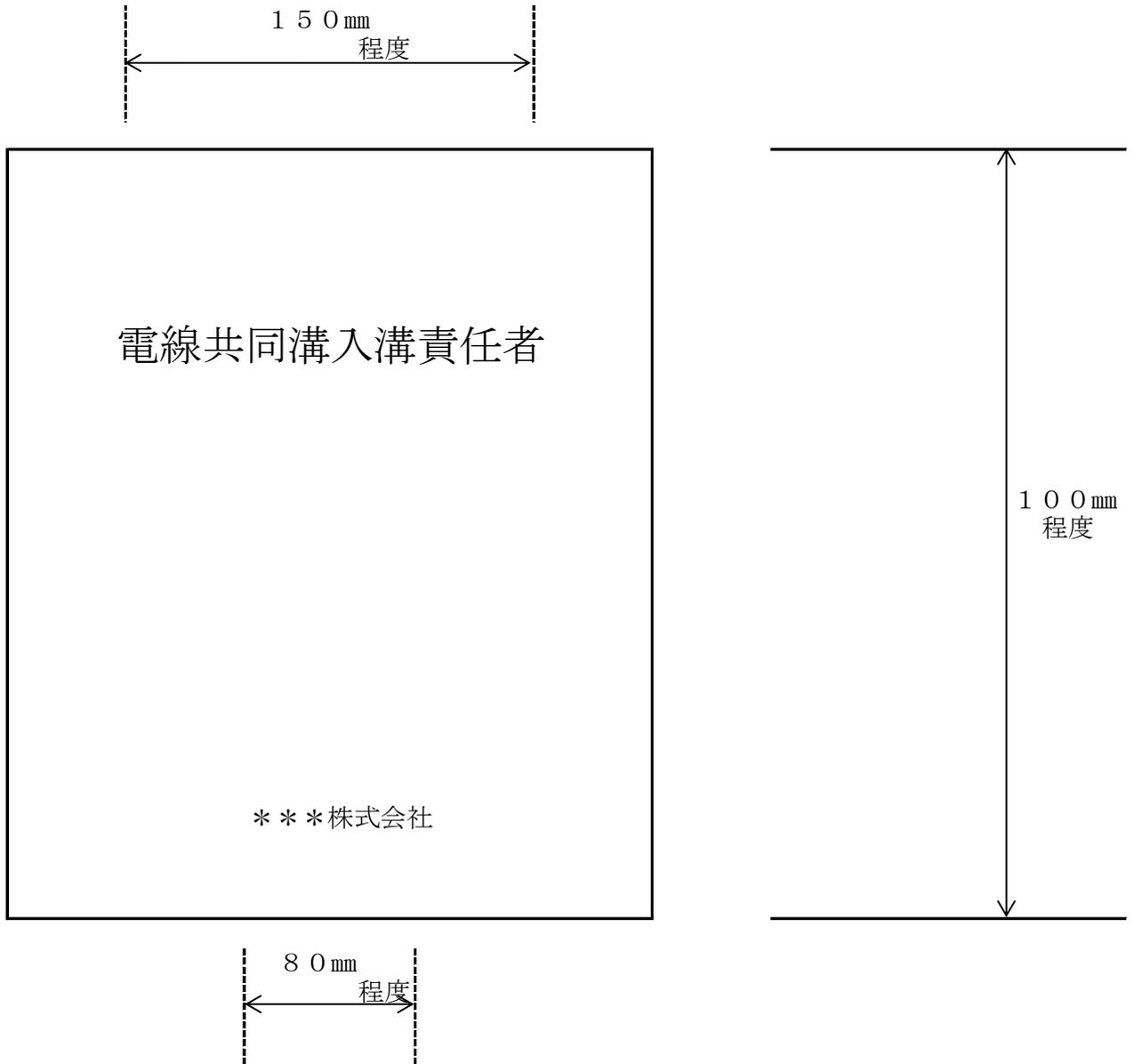


図-2

腕章



地色	黄
文字	黒

占有者において別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。